

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	株式会社日本ライフデザイン
(2) 法人所在地	東京都中央区銀座 7-4-12
(3) 電話番号	03-6228-5020
(4) 代表者氏名	代表取締役 深澤 純
(5) 設立年月日	平成15年5月13日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	小規模多機能型居宅介護 平成29年3月1日 成田市指定 1291600219号 介護予防小規模多機能型居宅介護 平成29年3月1日 成田市指定 1291600219号
(2) 事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
(3) 事業所の名称	ケアセンターとこしえ美郷台
(4) 事業所の所在地	千葉県成田市美郷台3-8-1
(5) 電話番号	0476-37-3562
(6) 管理者氏名	横井 勝彦
(7) 当事業所の運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
(8) 開設年月	平成29年3月1日
(9) 登録定員	29人 (通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人)

(10) 居宅等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。
宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

居室・設備の種類		室 数	備 考
宿 泊 室	個 室	9室	
	2人部屋	0室	
	合 計	9室	
居間		1ヶ所 食堂を兼ねる	
食堂		1ヶ所 居間を兼ねる	
台所		0ヶ所	
浴室		2ヶ所 普通浴槽・機械浴槽	
消防設備		• 熱（煙）感知器・火災警報ベル・火災報知機 • 消火器・スプリンクラー・避難誘導灯・非常照明	

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 成田市

*上記以外の地域の方は当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 午前 6：00 ～ 午後 21：00
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月～日 午後 21：00 ～ 翌午前 6：00

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対し小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者
2. 介護支援専門員	介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上
3. 介護従事者	【日中】 • 通いサービス：常勤換算方法で 3：1 以上 • 訪問サービス：常勤換算方法で 1 以上

	【夜間】 ・夜勤職員：時間帯を通じて 1 以上 ・宿直職員(オンコール職員)：時間帯を通じて 1 以上
4．看護職員	介護従事者のうち 1 以上

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス) |
| (2) 利用料金の全額をご契約者様に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス) |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の 9 割から 7 割※が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1 割から 3 割の金額となります。ア～エのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

※負担割合は、利用者の介護保険負担割合証に基づきます。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ・移動の介助
- ・養護（休養）
- ・通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

- ・血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保・その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ・日常生活動作に関する訓練
- ・レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ・グループ活動
- ・行事的活動
- ・趣味活動（ドライブ、買物等含む）
- ・地域における活動への参加

④ 食事支援

- ・食事の準備、後片付け
- ・食事摂取の介助
- ・その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

- ・入浴または清拭
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、心身の介助
- ・その他必要な介助

⑥ 排せつ支援

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

イ 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

ウ 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

エ 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

〈サービス利用料金〉（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

ご利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）となり、所定単位数に地域区分（10.66円）を乗じた金額が費用となります。

下記ご利用料金及び加算料金は1割負担の額となり、ご利用者の負担割合（1～3割）に応じた金額をお支払いいただきます。（1円未満繰り上げ）

サービス付き高齢者向け住宅「ウィズ・ワン成田」ご入居者は同一建物減算が適用となります。

ご契約者の 要介護度	ご利用料金（10割）	負担額（1割負担）
要支援1	36,780円	3,678円
要支援2	74,330円	7,433円
要介護1	111,490円	11,149円
要介護2	163,850円	16,385円
要介護3	238,350円	23,835円
要介護4	263,060円	26,306円
要介護5	290,050円	29,005円

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。尚、この場合の「登録日」と「登録終了日」とは、以下の日を指します。

【登録日】利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問宿泊のいずれかサービスを実際に利用開始した日

【登録終了日】利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者が要介護、要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護または要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途頂きます。（下記（2）ア 及びイ参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 加算内容

加算項目	ご利用料金(10割)	負担額(1割負担)	適用条件
初期加算	320円 (1日あたり)	32円 (1日あたり)	登録した日から起算して30日以内。 30日を超える入院の後に利用開始した場合も同様。
認知症加算(III) ※要支援者を除く	8,110円 (1月あたり)	811円 (1月あたり)	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者。 (日常生活自立度Ⅲ以上)
認知症加算(IV) ※要支援者を除く	4,910円 (1月あたり)	491円 (1月あたり)	要介護2に該当し、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者。(日常生活自立度Ⅱ)
看護職員配置加算(III) ※要支援者を除く	5,120円 (1月あたり)	512円 (1月あたり)	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置。

ウ その他の加算（区分支給限度基準額の算定対象からは除外）

加算項目	ご利用料金(10割)	負担額(1割負担)	適用条件
総合マネジメント体制 強化加算(I)	12,800円 (1月あたり)	1,280円 (1月あたり)	所定の算定要件を満たすことで適用。 利用者の個別計画について他職種間で協議し連携して見直しを行っていることと、地域への参加を積極的に推進し実行している事業所に対し、体制構築を評価する加算。
サービス提供体制 強化加算(III)	3,740円 (1月あたり)	374円 (1月あたり)	「介護福祉士30%以上」「介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上」「勤続7年以上の者が30%以上」以上、いずれかを満たす

			場合に適用。従業者ごとに研修計画を作成し研修の実施、又は予定をしています。利用者に関する留意事項の伝達又は従事者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。
介護職員等 待遇改善加算(II)	所定単位数の 14.6%		介護職員の待遇改善を目的とした加算。介護職員待遇改善交付金相当分を介護報酬へ円滑に移行するために創設。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者の提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：342円 昼食：714円 夕食：714円 ※

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

3,600円

☆ ア・イに関しては経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

ウ おむつ代 他

別紙参照

(3) 利用料金お支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払い下さい。

- ① 事業所での現金支払
- ② 銀行振込み
- ③ 口座引落（毎月27日引落）

【銀行振込の場合】

支払先： 千葉興業銀行 市川支店
普通預金 口座番号 1095915
名 義： 株式会社日本ライフデザイン

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ☆ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ☆ 5. (1) の介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象となるないサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額) の 100%

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

(6) 苦情の受付について（契約書第18条参照）

ア.事業所における苦情受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 横井 勝彦

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

午前9:00～午後6:00

○電話番号 0476-37-3562

イ.行政機関その他苦情受付機関

成田市福祉部高齢者福祉課	千葉県成田市花崎町760 電話番号 0476-20-1537
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情窓口	千葉県千葉市稻毛区天台6丁目4番3号 電話番号 043-254-7428

(7) 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、成田市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：おおむね2ヶ月に1回程度

(8) 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えての連携施設を下記のとおりとし、連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

*協力医療機関 医療法人 徳洲会 成田富里徳洲会病院

千葉県富里市日吉台1-1-1

*協力歯科医療機関 日本医科大学千葉北総病院

千葉県印西市鎌苅1715

*連携施設 社会福祉法人豊立会 特別養護老人ホーム玲光苑

千葉県成田市押畠896-4

(9) 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画書に則って対応を行います。また、避難訓練を年3回、必要に応じて契約者も参加して行います。

防火管理者：1名

<消防用設備>

- ・熱（煙）感知器 　・火災警報ベル 　・火災報知機
- ・消火器 　・スプリンクラー 　・避難誘導灯 　・非常照明

(10) 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針の整備を行います。
 - ③ 虐待を防止するための研修を6月に1回以上及び新規採用時に実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - ⑤ その他虐待を防止するために必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(11) 身体的拘束等に関する事項

- ① 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行いません。
- ② やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ③ 緊急やむを得ない理由は下記の通りとし、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととします。

ア 切迫性	直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
イ 非代替性	身体的拘束等以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。
ウ 一時性	利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除する。

(12) 事業継続計画の策定等

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、従業者等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を各々年1回以上実施します。
- ③ 当事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

(13) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ① 当事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 当事業所は、当該事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 当事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ア 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ウ 当事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を6月に1回以上及び新規採用時に実施します。

(14) サービスの利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアセンターとこしえ美郷台

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印

本人が自署困難なため、本人の意思を確認した上、代理署名致します。

代理人住所 _____ 氏名 _____ 印

* この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条及び厚生労働省令第36号（平成18年3月14日）第64条により準用する第11条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。